

募集要項

(2023 年度)

1. 目的

本学の男女共同参画事業の推進および研究力の増強のため、大学院博士課程の女子学生を対象に、独立して研究が行える能力の養成に加えて、今後世界市民として直面するであろう諸課題の解決のために専門分野を越えて行動できる知性と実行力を身に着けた女子学生の育成を目的として、女子大学院生フェローシップ・プログラム(以下単に「フェローシップ」という。)を実施します。

2. 募集対象

募集対象学生の所属は以下の通りとなります。

- i) 経済学研究科
- ii) 法学研究科
- iii) 文学研究科
- iv) 教育学研究科
- v) 理工学研究科

3. 採用人数

博士後期課程:2 名

4. フェローシップ応募期間

2023 年 2 月 27 日(月)~3 月 2 日(木) 17 時まで

※応募についての書類等は、大学院入試合格者への入学手続き書類に併せて送付いたします。

5. 応募申請資格

以下の条件を全て満たす者:

a. 2023 年 4 月に、本学大学院博士後期課程の新入学生であること。

b. 博士課程進学時に 30 歳未満であること。

ただし、出産・育児 等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1~2年程度、上記の年齢要件について配慮する。

c. 日本学術振興会特別研究員等に準ずる助成金・奨学金の受給者、国費外国人留学生、または本学からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。

d. 指導教員の推薦を受けていること。

e. なお、フェローシップ制度と同時期に募集が行われる SOKA-SPRING プログラム等の他の

助成事業に応募してもよいが、フェローシップとの同時受給は不可とする。

6. フェローシップ期間(支給期間)

博士後期課程の修業年限の3年とする。

7. 支援内容

年間学費相当額を上限として奨学金等の支援を行う。

その半額については奨学金として給付する。

残りの半額についてはフェローシップのRAとして雇用し、給与の形で支給する。

8. 申請手続き

1) 応募書類

①申請書(様式1) ②指導教員の推薦書(様式2) ③RA任用申請書

※①②については、「創価大学 ダイバーシティ/インクルージョン推進センター」Web ページ (<https://www.soka.ac.jp/particip/>)内の【支援制度】メニューから、フォーマット(Word形式)をダウンロードできます。これらを用いて、文書作成ソフトウェア(Word等)を利用して作成して構いません。提出は紙媒体となるため、先に述べた方法の場合、申請者が印刷をしてご提出ください。

※①は応募者本人が作成してください。

※②は、指導教員に作成いただき、同封の封書に入れ厳封した状態で提出してください。

2) 提出先

各専攻科の大学院窓口

文系:中央教育棟 学事部大学院事務室

理系:理工学部棟 理工学部事務室

9. 選考方法及び継続

選考は、創価大学女子大学院生フェローシップ選考審査委員会において、提出書類(①申請書(様式1))の研究計画・研究業績、面接試験から総合的に判断する。以下に示す審査基準に基づいて選考及び継続が判断される。

<選考及び継続の基準>

- a. 学術の将来を担う優れた研究者になることが十分期待できること。
- b. 自身の研究課題設定に至る経緯が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- c. 研究を遂行する能力が優れていること。
- d. 日本学術振興会特別研究員への申請経験があることも重視する。
- e. 原則、博士後期課程3年の給付を行う前提であるが、毎年度、以下、11.フェローの義務を遂行していることを確認した上で継続を認めることとする。

9-1.面接試験日程 2023年3月8日(水)

※3月9日(木)は予備日とする

※面接実施大綱の詳細については、応募者に対し、後日提示する予定

9-2.面接試験の内容

面接試験では、研究課題と研究計画に関する発表の後、これらの内容及び関連分野を含めて試問する。発表の所要時間は10分程度とする。

10. 選考結果

選考結果は申請者本人及び指導教員に4月10日(月)にメールで通知する。

11. フェローの義務

制度の趣旨に鑑み、以下の義務を負う。

- a. 研究プロジェクト代表者が研究科長に申請し、研究科委員会の議を経て学長が認めた研究プロジェクトに基いて、RAとして研究活動を進めること。
- b. 日本学術振興会特別研究員への申請を行うこと。
- c. 出産・育児に係る中断又は傷病を理由とする中断の場合を除き、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- d. 本学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。
- e. 研究活動の状況を定期的に本学に報告すること。
- f. メンターによる面談を定期的に受けること。

12. 支援の取り消し

以下の事由に該当することとなった場合は、本フェローシップの支給を停止し、返還を求める場合がある。

- a. 応募申請資格を喪失した場合
- b. 研究計画の遂行状況又は前条の義務の履行状況が不十分と認められる場合
- c. フェローから辞退の申し出があった場合
- d. その他学長が支援を取り消すべき事由があると判断した場合